平成20年11月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年12月16日

平成20年	E12月16日	(火曜日)

午前10時	1 分開会
-------	-------

会議に付した案件

○協議事項

- 1. 議員定数及び選挙区について
- 2. その他

出席委員(12人)

委	Į	1	長	緒	嶋	雅	晃
副	委	員	長	図	師	博	規
委			員	坂	元	裕	_
委			員	福	田	作	弥
委			員	蓬	原	正	三
委			員	黒	木	覚	市
委			員	宮	原	義	久
委			員	河	野	安	幸
委			員	松	村	悟	郎
委			員	満	行	潤	_
委			員	河	野	哲	也
委			員	井	上	紀仁	七子

欠席委員 (なし)

委員外議員(17人)

議	貝	屮	朾	辛	_
議	員	星	原		透
議	員	濵	砂		守
議	員	丸	Щ	裕沙	欠郎
議	員	萩	原	耕	三
議	員	中	野	_	則
議	員	外	Щ		衛
議	員	山	下	博	三
議	員	鳥	飼	謙	二
議	員	外	Щ	良	治
議	員	太	田	清	海

議	員	髙	橋		透
議	員	松	田	勝	則
議	員	西	村		賢
議	員	武	井	俊	輔
議	員	権	藤	梅	義
議	員	田	П	雄	\equiv

説明のために出席した者(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主任主事
 松 下 新 一

 政策調査課課長補佐
 長 友 重 俊

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区 調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、お手元に配付の日程案のとおり進めてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いた します。

それでは、早速、委員協議に入ります。

前回の委員会では、自由民主党案と社会民主党・愛みやざき・公明党・民主党の4会派統一案のそれぞれについて、各会派に持ち帰って検討することとなっておりました。

それでは、自民党のほうから、持ち帰りの結果について御報告をお願いいたします。

- ○蓬原委員 いろいろ検討いたしましたが、自 民党といたしましては、私どもが提出しており ますこの案でお願いしたいということでござい ました。
- ○緒嶋委員長 次に、社民党、満行委員、よろしくお願いいたします。
- ○満行委員 全く議論が深まっていないと思う

んです。12月2日に出されて、2週間、何回も 持って帰ってもらいましたけど、全く最初の12 月2日の案から動いていない。「委員協議」と今、 委員長が発言をされましたけど、これは委員協 議でも何でもないじゃないですか。議論が全然 深まっていないと思います。

39という総定数については確認をしているわ けなんですけれども、県民の皆さんは、定数が 削減されるというのは理解されているかもしれ ないけれども、中身については、自民党案がど こがいいのか、それ以外の会派の案のどこがい いのかというのは、なかなかわかっていない部 分もあると思うんです。もっと世論にも訴え、 もっと言うなら、第三者機関なり、そういうと ころでたたくとか、そんな必要があるのかなと。 市議会議長会、町村議長会の代表とも意見交換 したという発言もあるんですけれども、宮崎市 議会議長は「要らん」と言ったじゃないかとい うふうにおっしゃっているんですけれども、19 年度の委員長報告では、そうは書いていないわ けです。宮崎市議会議長というのは自民党のも ともと幹部でしょう。その方の意見をとって、 宮崎は要らんとかと言うのも僕は乱暴だと思う し、そういうのを一つ一つ、もっと議論を深め るべきじゃないかというふうに考えております。 以上です。

○緒嶋委員長 次は、愛みやざき、図師副委員 長。

○図師副委員長 愛みやざきとしては、自民党 案との違いの4点、宮崎郡、北諸県郡、東諸県 郡、そして15条8項の適用をするかしないか、 この4点の相違点を見直すことができないか。 例えば北諸県郡、宮崎郡につきましては、中山 間地とは言いにくいところもあります。過疎地 も少ないでしょう。ここを合区としていただけ れば、東諸県郡、15条8項の適用については、 我々としては歩み寄ってもいいんではないかと いうような協議をしましたが、現時点でも自民 党側からの歩み寄りは一歩もないというところ でありますので、愛みやざきといたしましても、 社民さん、民主さん、公明さんとの共同歩調を 崩さず、この4派連合の案できょうは臨ませて いただきたいということになりました。

〇緒嶋委員長 次に、公明党、河野委員。

○河野哲也委員 公明党は、前回、3会派の案に同じくということになりましたけど、その後の議論で、先ほど、愛みやざきからありました、争点をしっかり絞って、さらに協議を深められないかということで再度、自民党に打診しろということでの結論で、きょう参らせていただいて、考え方としては、この4会派の案で再提示させていただくということでございます。

〇緒嶋委員長 次に、民主党、井上委員。

○井上委員 我が会派では、やはり4会派案で やりたいというふうに思っておりますが、先ほ どから、愛みやざき、公明党さんからもありま すとおり、争点になっている部分はどこなのか、 まだ本当に合区の余地はないのか、例えば、宮 崎郡、北諸県郡、東諸県郡を含めて、その議論 をもっと尽くしていくべきではないか。

そして、もう一つは、法令どおりにやったんだとおっしゃるなら、ただし書き適用の部分というのについては、じゃ、そこを外して、適用するかしないかということについても、また一つの委員会としての議論を深めるべきで、そのことについても、委員会としてはどうするかということが必要なのではないかというふうに考えております。

そして、どっちみち、出してこられたのは12 月2日で、この短期間の間ですべてのことを議 論し尽くせているのかどうかというのは非常に 疑問を持っています。

もう一つは、前回の委員会でも私は申し上げましたが、自民党さん会派で決めた案については、一歩も譲らず、委員会としての議論は全くないですよと言われると、委員会のステータスそのものもないということになりますので、そういう意味では、まだまだ十分時間はあるわけですから、時間をとって議論を尽くして、県民の皆さんにも納得していただけるような委員会決定ができるようにしたいというふうに考えているところです。

○緒嶋委員長 それぞれ御意見をいただいたと ころですが、4会派の案に対して、自民党は考 える余地はないのかというような御意見もあっ たわけですが、このことについて蓬原委員、何 かありますか。

○蓬原委員 私は1人区でありますので、何か 私が自分の選挙区を守らんがために言っている んじゃないかみたいなこととかがありまして、 非常に言いにくいところなんですが、決してそ うではありません。それがあるものですから、 非常にやりづらいなと思っているんですが、前 もそういう質問がありましたので。私は幹事長 という立場ですから、会派でまとめたものを代 表して申し上げているということなんで、誤解 のないようにお願いしたいんです。

この前も申し上げましたように、法令どおり、 それから、あくまでも人の顔を見てやっていく とできないということ、ですから、配当基数を 基準に、数字を基本に機械的に当てはめていっ たということで、裁量が入ると政党間の思惑だっ たり、会派間の思惑だったり、時の議員の力の 強弱あるいは声の強弱によって決まる、そうい うことになると、後世に憂いを残すことになり ますから、できるだけわかりやすい制度で、法 律が改正にならない以上、今回はやったほうがいいと。そして、将来的に、全国議長会等で総 務省に対してそういう法律の改正を、市郡という法律の縛りがありますから、そういうことの 改正を引き続き求めていくということが、いずれ、これが何年かたった後に道州制の動きだとか合併の動きとか等々で、定数の見直し等も出てくると思いますから、そのときに備えて、国への働きかけを将来的にしていくことが必要なのではないかなと。

自民党も本当にいろいろ議論しましたが、28 名、16の選挙区から来ております。これまでに も何回か申し上げましたが、例えば自民の現有 の議席で独占区が3つ、いずれ選挙で決まるこ とですが、その中で3つの議席から自民党の議 席を1ずつ減しています。それに3人区があと 2つあるわけでございますが、これも本音のと ころでいきますと、例えば、ほかの会派お一人 に自民2人というところがあるわけです。これ は、前の選挙の結果、それからバランス等を考 えると、限りなく自民党の議席は失われる可能 性は強いと。その5つは自民党の議席は大変厳 しくなることは間違いない。3つは確実に間違 いない。そういう厳しい中で、我々もそれぞれ の選挙区事情がある中でいろいろやってきたこ とでありまして、決して諸派の皆さんの意見に 対して、私どもが突っぱねてやっていることじゃ ないので、真剣に議論を重ねてきて、我が会派 としてこれにまとまってきたということであり ます。以上です。

○坂元委員 この違いは、要するに、東諸県郡、 北諸県郡、宮崎郡、この3つの郡をくっつける のか、くっつけないのかという論議だけですね。今、蓬原委員が言われたとおり、公職選挙法の 規定から言えば、市郡単位とするというふうに 決まっているので、郡の任意合区あるいはまた 強制合区の対象となり得るような人数、基数な のかどうかということを見た場合に、北諸県郡 が4,000人違うぐらいで、県下平均が2万9,000 人でありますから、ちょうど東諸が今、2万9,000 人です。宮崎郡だってそう変わらないというこ とを考えれば、配当基数として1、1、1にな るんじゃないかと。公職選挙法の案どおりにい くと、自由民主党の案が限りなくベストだとい うふうになっておる。この違いだけなんです。 違いは、郡をくっつけるか、くっつけないかだ けでしょう。くっつけない根拠として、我々は 公職選挙法の遵法精神にのっとってやっている んだと。もし、問題があるとすれば、公選法の 改正を求めるしかないということですから、切 実な問題として、私どもは総務省なんかに働き かけるべきだと思っています。

○井上委員 先ほど、蓬原委員の言われた、議員の顔で決めてはいけないんだぞということについても、それは納得で、前回、私が委員会でも申し上げたとおり、そういうふうに考えています。将来にわたってどういうことが宮崎の選挙区にとっていいのかということを今、議論しているわけで、ここは自民党が何人減ってとか、そういう話ではないんですね。そこは押さえておきたいと思います。

それと、私たちが、まだ問題がいっぱいある、 議論をしたほうがいいと思っているのは、小林 市と西諸県郡は、もうつけている。でも、宮崎 郡は合併の可能性も非常に高い。北諸とかはど うなるのか、その整合性はどうするのかという 問題と、それから、ただし書き適用をするしな いというのも、また大きく違うわけです。だか ら、まだ本当に議論が尽くされていないという ことがはっきりしていると思うんです。

とにかく12月2日にぽっと出されて、ずっと 6カ月間、私たちはなぜ出さないんだろうとい うことでずっと我慢して待っておりましたが、12 月2日にようやく出されて、それからの議論で すから、まだいっぱい議論する必要というのが 私はあるというふうに思います。ですから、こ の案について納得できないことがいっぱいある わけです。そのことをきちんとお互いが納得し て、委員会として成案をつくり上げていくとい うことが正しいんであって、自民党案は会派の 決定なんだから、これから一歩も譲りませんよ みたいな議論は、納得がいかないということな んです。実はもっと議論をすべきなんです。小 林市と西諸はいいけど、こっちはこうだ、これ はどうか、いろいろ議論しないといけないこと がいっぱいあるということなんですね。

○坂元委員 我々は、格差をできるだけ小さくして、そして法律にのっとってということをずっと精査した結果の案でありますから、いたずらに時間をかけたわけじゃありません。さっき満行委員から言われたとおり、私どもが本特別委員会を立ち上げる前に、第三者機関に投げようということであれば、私はそれでよかったと思うんです。しかし、ずっと去年もことしも論議していますから、もうそろそろお互いのいろんな理解──状況も随分と精査したわけでありますから、結論を出すに十分な時期なのかなというふうに思っています。

○満行委員 蓬原委員は法令どおりというふう におっしゃる。誤解があるといけないので念を 押しておきますけど、宮崎日日新聞にもそうやっ てコメントが書いてありました。 でも、諸派の 案も法令どおりですよ。これはしっかり押さえ ておかないと、自民党は法にのっとったからこ

の案です、これ以外はありません、これがベストと坂元委員がおっしゃるけれども、まだいっぱいあるんじゃないですかと。

だから、諸派はいろいろな話し合いをしながら、山間部に対して配慮が必要だというふうにおっしゃるので、我々は県北のほうには配慮をし、それはそうでしょうと譲って、しかし南と北は別でしょうと申し上げて、この合区の話を今日までして、待っているわけですけれども、その答えは全然返ってこない。答えは、法令どおりですからこれでいきたいと。裁量でいただらおかしいとかおっしゃるんですけど、ただしきもちゃんと入っているし、これは一票の格差の是正をするという意味もあるのかもしれませんけれども。しかし、それは当該選挙区にお住まいの県民の方はどうお考えなのかとか、そういうのは全然ないまま。

僕は、これも議論の大事な部分だと思うんですけれども、蓬原委員は、これは県議会で決めることだから県議会で決めましょうとおっしゃる。我々は、県民の権利の主張と行使である県議会議員の選挙区の定数と選挙区を決めるわけですから、広く県民の意見を聞くということは非常に大事だろうと思います。もう聞いたよと、市議会議長、町村会議長ともやったがねというふうにおっしゃるけど、それではまだまだ不十分ではないのかなと。市町村の首長もおられるし、その方々との意見交換も私はやるべきではないかなと思います。

〇井上委員 社民党・愛みやざき・公明党・民主党案というのは、これも法令どおりなんです。 だから、お互い、法令どおりなんです。法から逸脱してはいけないんです。ここははっきりわかっています。自民党はこれしかないと言われると、法令どおりで言えば、これもあるんです。 だから、議論しないといけないと言っているわけです。そこをお願いします。

○蓬原委員 結局、法令の大原則に従ったということです。法令の大原則、「市郡単位とする」という、これに従ったということです。

○黒木委員 12月2日に突然と言われるけど、 我々は何回となく、持ち帰ったときに党議はそれぞれ、9月議会でも出そうかというぐらいあったんです。ここでもかなり煮詰まっておったんですけれども、やっぱり合併するんじゃないかという地区があったものだから、それにも配慮した。自民党も引き延ばしたわけじゃない。それまでに何回となく党議をやって、どっちもがベスト案という2つの案を出しているわけですから、どっちもベストと言うんだから、これ以上何がベストがあるのかというと難しいんですね。皆さんの考え、自民党の考え、それぞれあるわけですから、これ以上詰まるのかなというのは非常に難しい。だから、どこかで決を出さないかんのじゃないかなと思うんですよ。

〇井上委員 決を出さんといかんのですよ。だけど、それは自民党のじゃないといかんと言われたら、それはちょっと違うんじゃないですか。

この委員会は今回だけじゃないんです。ずっと今までも経緯があるわけです。そのときに、 選挙区割りも頭に入れつつ、そして格差をどう 減らしていくかということも議論してきたわけ です。格差を最大限減らすのに一番いい方法は 合区なんです。そして、民意を十分に酌み入れ る。そのことも含めて議論をしてきたところな んです。案をずっと出してこなかったのは自民 党だけなんです。そこは確認いただきたいと思 いますよ。

[「委員長、議事進行を」と呼ぶ者あり] 〇緒嶋委員長 採決をいずれしなきゃならんの

ですが、公選法というお互い法律を遵守しなが ら議論するということで、法律の解釈、それぞ れの考え方でこのような、ある意味では平行線 みたいなことがありますが、一つ、公選法の精 神というか、法律そのものが今の時代に乖離し ておるのじゃないかというようなこともありま すので、これは今後の課題として、総務省あた りに、県議会としてこのあたりは是正するとい うか、考えるべきじゃないかというようなこと は、私の意見の中ではまた当然入れないかんの かなと。あるいは県議会としての意見書とか決 議というのも考えていいのかなというふうに私 としては率直に思うところでもあります。その 辺は皆さん方のまた御意見等も伺いたい。これ は採決とは別にして、そういうものも必要かな という感じを私は持っているんです。

〇井上委員 そのことについては、先のことで すので、また御議論いただきたいと思うんです けど、委員長に前回の委員会のときにも申し上 げましたが、自民党案と4会派の案と出てきて いれば、そこに努力がお互い――自民党案から 一歩も譲らないというふうにされると、委員会 としての立場というのは、委員会は何を決めて いくのか、何を議論するのかという点では、委 員会の進行そのものも不明確になる、私はそう 思うんです。委員長は決して自民党の側に立っ てというふうには私も思いたくはありませんが、 委員会が審議というのを十分尽くす、そして、 法律どおりのきちんとした案をお互い出して、 まだ12月2日に私たちも見たばかりですから、 そこからまだ十分議論をして、本当にただし書 き適用も、どうしていくのかということも議論 を尽くすべきだと私は思います。委員長として の考えは、もう今回、採決しないとだめなんだ というお考えなのかどうか、そこをお聞きして おきたいと思います。

○緒嶋委員長 4月にこの特別委員会が発足というか、昨年1年間、そしてまたことしという足かけ2年間にわたって審議をしてきたわけで、4月の時点でこの11月議会中、いわば、あすまでの間に委員会としての結論を出すというのは、みんなの合意であったわけですね。それを含めれば、その合意を守るのがまた委員長の務めでもあるわけでありますので、私は、やはりこの会期中に結論を出す、そのために、きょうで5回目の委員会も鋭意開いていただいて、皆さん方で十分審議していただいておるというつもりもありますので、この会期中に結論を出したいというのが私の考え方であります。それがルールとしての、皆さん方の約束事だというふうに私は理解しております。

○満行委員 当初の見込みはそうだったんですね。しかし、その前提が崩れる。想定外のことが起こっている。それで結論だけはこの日にしようというのは無理があると思うんです。12月2日に出てくるというのは、4月の当初、6月、夏にはそんなのは想定していないわけで、その前提が壊れている4月、6月の確認を12月でやらないかんからと言われても、なかなか我々はそうですねとは言えないんですね。4月の前提は崩れているわけじゃないですか。

○緒嶋委員長 委員会とすれば、会期中の委員会と休会中の委員会という形でやってきたわけで、それが1回、閉会中の委員会がなかったというだけでありまして、その分、逆にこの議会で鋭意回数を重ねていただくというような気持ちで、私は、12月というのが一つのタイムリミットだという思いもあって、鋭意回数を重ねてきて審議を深めたという理解でおるところでございます。

○河野哲也委員 この39というのは全会一致ということで確認しておきたいと思うんですが、このまま委員会として、例えば、自民党案の中でただし書き適用の部分、我々のほうは合区というところ、これもどちらも特例の部分で使っているところだと思うんですけど、これを委員会として県民に示したときに、わかっておをただけるのかというのが一番のこっちの危惧するところです。やっぱり議論を尽くした上で、それなら仕方ないんだと、よくぞ39まで縮減できたというような議論をしっかりやっておかないと、崩れてしまうんじゃないかなというのを4会派は危惧して、ただし書きの部分と合区の部分のは急いです。

○井上委員 私、先ほど、委員長の委員会運営のことについてもお聞きしたところなんですけれども、自民党案で一歩も譲らないというところに対して、自民党の会派のほうとも委員長は話をきちんとされたんでしょうか。例えば、1人区の問題はどうしたのか、議論をちゃんと尽くしたのかということも含めて、御自分も会派の中にいらっしゃるわけだから、4会派の意見をどう姿けとめて、そしてしっかりと議論するという姿勢をどう持ったのかというところについても、こっちに偏りあっちに偏りではいけないと思うんです。ちゃんとしたことをしないとですね。

○緒嶋委員長 発言は委員長だから公平にやらないかんという気持ちでありますし、会派では、言われたようなことも指摘しながら、さっき言われた蓬原委員も、自分のところも絡めて苦渋の発言をされておるというふうに思っております。自民党の28人の皆さん方のそれぞれ意見があるわけです。その中で一つの案として決定す

る苦労を私も理解している面もありますけど、皆さんが言われた清武とか三股の問題等についてはどうかということでの話はしたわけですけど、結果としては、自民党案以上のものはないということでありますので、私としては、それ以上のことはなかなか言えないし、難しいところであったということであります。

○井上委員 もう一回蓬原委員にお聞きしますが、自民党の会派としては、1人区の問題、合区の問題は本当に議論されたんでしょうか。どのような意見があったんでしょうか。

○蓬原委員 個別にどうのということを申し上 げる必要はないと思いますが、議論をいたしま した。

〇井上委員 4会派の案はどこがいかんので しょうか。合区しているからいけない、それだ けですか。

○緒嶋委員長 それとですね、15条8項の特例というのは、今までも西都と、東臼杵は昭和62年から特例で2名にしてきておるわけです。そういう特例というのは今度始まったことじゃないということだけは御理解いただきたいと思います。今度初めて使う手法ではないということだけは御理解いただかんと、初めて使うというふうにとられると困るかなと、それだけは理解してください。

〇井上委員 それは、きょう委員になったわけ じゃないから、存じ上げています。

○緒嶋委員長 御意見は何かありますか。お互い平行線でありますが、どのように議論を……。 自民党としては、もうこれ以上考える余地はないということでございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○坂元委員 この間の12日の委員会で、次は採 決したいと委員長が言われて、きょうを設定さ れたんじゃないですか。

○井上委員 やっぱり議論を尽くすということ、 県民に対して説明責任がつくということ、ここ を考えているわけです。ですから、4会派も苦 労しつつ、今までは全面合区だったのを変えた りしているわけです。だけど、自民党さんは一 歩も譲っていませんからね。全く高どまりです からね。だから、委員長としても努力をしてい ただきたかったし、みんなでまだいい案を出し 合ったらいいじゃないですか。

○緒嶋委員長 自民党の案と4会派の案で違うのは、さっき言われた宮崎郡と東諸と北諸、ただし書きも含めて4つあるわけで、それぐらいまではお互いが理解し合ったというふうにとることもできるのかなという気持ちはしております。

きょう、発言のない人も一言、発言はありませんか。

○蓬原委員 私は代表だから申し上げているわけで、あとの皆さんもどうぞ、御意見を。

[「代表で十分」と呼ぶ者あり]

○井上委員 委員長、こういうかたくなさはよくないと私は思うんです。本当に議論をし尽くすということは、私たち県議会議員としてのステータスでもあるんだと思うんです。今、緊急雇用対策を含めて議論をしないといけない時期にあるんですが、それも含めて、県議会議員がどういう姿勢で県議会の改革をどう進めるのかというのは、県民にもしっかりと示す必要があると私は思っているんです。だから、個人の顔、今いらっしゃる議員の顔で選挙区割りを決めてはいけないということを申し上げているんです。納得がいけば、宮崎市の選挙区が減るとか何とかじゃないんです。委員会の議論が尽くされていればいいんです。でも、まだ委員会の議論は

尽くされていませんよということを申し上げているんです。本当に自民党の会派の皆さんもこれだけしかないのか、歩み寄る余地は全くないのか、やっぱり議論されるべきだと思うんですけど。

○坂元委員 本当に蓬原委員が報告したとおりです。徹底的に論議したんです。何百時間と。

○緒嶋委員長 2つの案が出たわけで、これ以上、平行線であるということは、十分審議は尽くされたという意味合いにも、私は思うのですが、皆さん方はどうしますか。

[「まだ足りない」と呼ぶ者あり]

○坂元委員 この間、12日だったですか、常任委員会後の特別委員会のときに、次回はきょう開会するということで、2つの案について採決するしかないということを委員長が予告されたように思っていますが、それしか残されていないと私は思っているんです。つまり、ここで成案を得るということよりも、討論になったわけですね。討論の段階に来たら、どっちかに決めるしかないということになるわけですから、質疑の時間は超えたと思っています。そういうことで委員長のほうで進行していただくとありがたいと思っています。

○緒嶋委員長 今、坂元委員から、採決を行うべきではないかという提案でありますから、ほかの委員の皆さんからも御意見を伺いたいと思いますが、お諮りしていいですか。

[「はい」「もっと議論を」と呼ぶ者あり] 〇井上委員 何の努力もしていないじゃないで すか。それは一方的な強行じゃないですか。委 員長、やっぱり強行するのはよくない。

[「強行ではない」と呼ぶ者あり]

○緒嶋委員長 それでは、お諮りしますけれど も、当委員会の結論を決定するために採決を行 うことに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

[「採決反対」と呼ぶ者あり]

〇緒嶋委員長 挙手多数でございます。採決を 行うことに決定いたしました。

[「退席します」と呼ぶ者あり]

[図師副委員長、満行委員、河野哲也委 員及び井上委員が退席]

○緒嶋委員長 諸派の皆さんが退席されたわけですけれども、ここで採決をしてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 しかし、もう一回来ていただく ように要請だけしてからでよいかなと、私は思 うんですけど……。

[「休憩を」と呼ぶ者あり]

○緒嶋委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前11時37分再開

〇緒嶋委員長 委員会を再開いたします。

ただいま、退席された委員の皆さんに、私並 びに議長が出席を要請しましたけれども、なか なかかないませんので、採決の方法について説 明をしたいというふうに思いますが、いいです

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、採決の方法について 説明いたします。自由民主党から提出された案 を案1、社会民主党・愛みやざき・公明党・民 主党の統一案を案2といたします。この2つの 案のそれぞれについて、順に当委員会の結論と することについて諮っていき、過半数の賛成を 得た案があった時点で、それを当委員会の結論 といたします。なお、採決する順序は、私のほ うで決定いたします。

それではまず、案 2、社民党・愛みやざき・ 公明党・民主党の統一案を当委員会の結論とす ることに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手なし]

○緒嶋委員長 挙手なし。よって、案2は、当 委員会の結論としないことに決定いたします。

次に、案1、自民党から提出された案を当委員会の結論とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○緒嶋委員長 挙手全員であります。よって、 案1を当委員会の結論とすることに決定いたします。

それでは次に、今後の委員会の進め方につい て御協議いただきたいと思います。

初めに、条例案の上程時期についてであります。当委員会の結論が出たことから、速やかに 条例改正案を上程することが望ましいと考えて おります。しかし、今定例会での上程は時間的 にかないませんので、今後協議して決定したい と思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇緒嶋委員長** そのようにいたします。
- ○坂元委員 条例改正案を成案として出されるときには、公職選挙法に市郡単位という取り決めがある以上、どうしても各都道府県の自主性というのがありませんので、その改正を求める決議を送るということを附帯としてつけていただきたいと思います。
- ○緒嶋委員長 ただいま坂元委員から提案がありました、条例案が上程されたときに、公職選挙法の一部改正というか、見直しというか、そういうものを附帯決議として決議すべきではないか、そういう御意見が出ましたが、そういう

ことでよろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- **○黒木委員** 今、条例案については、今後検討 していくというふうに言われましたが、2月議 会をめどにとかいうことはできないんですか。
- ○緒嶋委員長 上程をですね。今回できないから、2月議会をめどに、当然、そういうことになると思いますが、その辺は今後検討して、どういう時期がいいかというのは、議会運営ということもありますので、議長に相談して決めたい。いずれにしましても、2月議会までには上程して可決しなきゃならんというふうに思っているところでございます。

それでは、坂元委員から提案されたことについては、そのように決定してよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇緒嶋委員長 全員異議なしということで決定 いたしました。

最後に、次の委員会の開催日についてでありますが、当委員会の活動は、今申し上げました条例案を上程するのみということになったわけでございます。そこで、委員会を開催する必要が生じた場合にのみ、委員会を開催することにいたしたいと思いますが、そのように決定してよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いた します。委員会の日程については、改めて連絡 を申し上げます。

それでは、ほかに委員の皆さんから何か御意 見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○緒嶋委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。